



Title	一部無効の本質と射程：一部無効論における当事者の意思の意義を通じて[論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	酒巻, 修也
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第11638号
Issue Date	2015-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/58762
Rights(URL)	http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Naoya_Sakamaki_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏名 酒巻 修也

審査担当者	主査	教授	松久	三四彦
	副査	教授	池田	清治
	副査	教授	曾野	裕夫
	副査	准教授	齋藤	哲志（東京大学社会科学研究所）

一部無効の本質と射程 - 一部無効論における当事者の意思の意義を通じて -

本論文は、契約の一部に無効原因が存する場合にいかなる範囲で契約が無効となるかという一部無効の問題を、膨大な資料を読みこなしフランス法の状況を明らかにするとともに、それを手がかりとして新たな枠組みで本問題を捉えようとする意欲的なものである。構成は、「序章 問題の所在」、「第1章 フランス法における一部無効論の理論的な対立」、「第2章 一部無効の意義と一部無効論における『当事者の意思』の位置づけ」、「結章 日本法への示唆」からなり、わが国における本問題の研究を大きく前進させるものである。

まず、序章では、日本法の議論状況、本論文の問題意識、および分析視角を明確に示して次のようにいう。すなわち、日本の通説は、無効の範囲を画定するための判断基準として、当事者の意思および法的評価という2つの要因があると指摘する。そして、一部無効が課されることにより当初当事者が意図しなかった契約を押しつけるという側面があることについては、私的自治の原則を強調し、一部無効となった契約を課すことが当事者の意思に合致することを理由に正当化する。しかし、このような一部無効の捉え方には、第一に、当事者の意思を考慮することとそれにより達成しようとしていた理念とが相反するという点で、第二に、無効規範の要請を優先させるべき場合があるという点で批判があり、議論は混迷している。

本論文は、この現状を、一部無効の問題を当事者の意思解釈の問題であると捉えることの意味に正面から応接してこなかったことに由来するという。実際、判例をみると、当事者の意思の問題とすることの難しい事案（価格統制令違反を理由に代金の一部を無効とした事案など）が存在し、一部無効論におけるこれらの事案の位置づけを学説は検討してこなかった。そして、本論文は、一部無効と同様の結論をもたらさうる救済手段が多様に存在するにもかかわらず各救済手段の意義の検討がされていないという近時の日本の学説の指摘を踏まえて、「一部無効とはどのような制度か」という基本的な問題を論ずる必要性を説く。

このように問題を整理し、本論文は、次の理由から、フランス法を検討する。それは、一方で、フランスの学説の多くは、無効の範囲を画定する基準として当事者の意思と法の目的という2つを挙げるが、他方で、無効の本質は違反された合法性の回復に向けられたサンクションであると捉える無効論の変容に基づいて一部無効という概念を正当化している。そこで、本論文は、フランスにおいて、一部無効という概念の本質と当事者の意思の考慮とが、一部無効論においてどのような意義を有しているかを分析し、そこに、日本の一部無効論を新たな視角から捉える手掛かりを見出そうとする。

そのために、第一章では、フランスにおいて一部無効が理論的にどのように捉えられているかを考察する。そこでは — シムルールを代表的な先駆者とする — 伝統的な学説が、一方で無効の本質が法的なサンクションであると捉えられることから一部無効の正当性を認め、他方で無効の範囲を画定するにあたり当事者の意思を原則的な基準としたこと、その後、ティビエルジュを中心とする有力な学説が、無効の本質に鑑みれば当事者の意思を考慮要素とすべきではないとするに至ったことを、丁寧に指摘する。

続いて、第二章では、フランスでは、理論的には一部無効の本質は当事者の意思を考慮しえないサンクションであることが明らかにされているにもかかわらず、なぜ今日の学説が当事者の意思を基準として挙げるのかにつき、伝統的な学説により一部無効論として統一的に把握された事案群ごとに分析する（具体的には、(1)特定の契約条項の無効、(2)（複数の契約が組み合わせられた）複合的取引における特定の契約の無効、(3)代金額・契約期間等の量的縮減、が扱われる）。結論として、本論文は、伝統的な学説によれば当事者の意思を基準に無効の範囲が画定されているとされた事案について、近時の学説はこれを異なるサンクション（失効や不法行為に基づく損害賠償請求など）により把握されるべき事案であるとする傾向にあり、それは説得的であるという。そこから、一部無効の本質を違反された合法性の回復に向けられたサンクションであるとする捉え方をもって貫徹することができ、一部無効において当事者の意思は考慮要素から排斥されるべきものであると主張する。

最後に、結章では、以上の知見を踏まえ、一部無効の問題を当事者の意思解釈の問題であるとする問題点を指摘し、日本の裁判例を、「一部無効は、違反された規定の目的を達成するためのサンクションである」という枠組みから分析する。

本論文は、第一に、これまで日本では一部無効論についてフランス法研究がほとんどなかったなかで、その欠を埋める初めての本格的なフランス法研究である。膨大な資料を正確に理解し、フランスにおける判例と学説の展開を明快に示しており、資料的な価値も非常に高いものである。たとえばシムルールやティビエルジュに関する十分に咀嚼された形での紹介はそれだけでも価値が高く、さらにその前後の学説や判例にも目配りをした上で位置づけと検討がされており、フランス法の歩みが立体的に活写されている。

第二に、本論文により得られた知見は、これまでの学説の議論とは異なる枠組みで一部無効論を把握する大変魅力的なものである。すなわち、本論文は、無効の範囲を画定するにあたり当事者の意思を考慮要素とすることの問題点や、実際に日本の多くの判例が当事者の意思を考慮要素としていないことを指摘し、いかにして無効の範囲が画定されるかを強い説得力をもって示している。学界に大きな影響を与えうる論文である。

なお、本論文は、一部無効の問題とされる大部分においては当事者の意思解釈の問題であるとしては解決することができないことを指摘し、それを説明する一部無効の捉え方を提示する点で重要な意義を有するが、本論文に対しては、これまで日本で一部無効論として把握されてきた事案のすべてに対応できるかという点の検討が要請されよう。

もっとも、この点については本論文も自覚しており、また、日本法において本論文の示す一部無効の捉え方から説明できない事案については、フランス法では異なるサンクションにより解決されていることを説明している。今後は、そのような事案を「無効」と呼ぶべきかという点等を踏まえた体系的な検討がなされることが期待される。しかし、それは、本研究の一層の深化のために望まれることであり、本論文は先行研究を大きく進めるものとして、極めて高い価値を有するものである。

以上より、審査員は一致して、博士（法学）の学位を授与するに相応しいと判断した。